

【重要】「あきたこまちR」の 自家採種は絶対にやめましょう！

種苗法違反に該当します

- ・ 「あきたこまちR」は育成者権で守られている「登録品種」です。
- ・ 交雑等により本来の特性や品質が失われる恐れがあるため、自家採種は禁止です。
- ・ 許諾なしに自家採種を行うことは「種苗法違反」となり、10年以下の拘禁刑、もしくは1,000万円以下の罰金（又はその両方）が科されます。

「あきたこまちR」として検査・出荷ができません

- ・ 自家採種したお米は、玄米袋に「あきたこまちR」と記載して出荷しても、産地品種銘柄「秋田県産あきたこまち」としての農産物検査を受けることが一切できません。



✓ 生産者の皆様へのお願い

秋田米のブランドを守り、安全・安心な米生産を続けるために、「あきたこまちR」の種子は自家採種を行わず、毎年必ず採種は産種子を購入してください。

※従来の「あきたこまち」の自家採種は禁止されておりません

「あきたこまちR」生産・販売推進本部(事務局：秋田県水田総合利用課)

電話：018-860-1785 F A X：018-860-3898